

# EMOBILE ADSLサービス規約

第2版

平成19年8月30日  
イー・モバイル株式会社

## 目次

第1章 総則	1
(規約の適用)	1
(規約の変更)	1
(用語の定義)	1
第2章 EMOBILE ADSLサービスの提供区域等	4
(EMOBILE ADSLサービスの提供区域等)	4
第3章 契約	5
(契約の単位)	5
(契約の区分)	5
(最低利用期間)	5
(特定協定事業者への申込)	5
(EMOBILE ADSLサービスの申込の方法)	5
(EMOBILE ADSLサービスの申込の承諾)	6
(品目または契約の区分の変更)	6
(その他の申込み内容の変更)	6
(契約者回線等の利用の一時中断)	7
(EMOBILE ADSLサービス利用権の譲渡)	7
(契約者が行うEMOBILE ADSL契約の解除)	7
(当社が行うEMOBILE ADSL契約の解除)	7
第4章 端末設備の提供等	8
(端末設備の提供)	8
第5章 利用中止および利用停止	9
(利用中止)	9
(利用停止)	9
第6章 通信	10
(通信利用の制限)	10
第7章 料金等	11
(料金の取扱い等)	11
(料金の支払義務)	11
(工事費の支払義務)	11
(手続費の支払義務)	12
(料金の計算方法等)	12
(割増金)	12
(延滞利息)	12
第8章 保守	13

( 契約者の維持責任 )	13
( 契約者の切分責任 )	13
( 修理または復旧の順位 )	13
第 9 章 損害賠償	15
( 責任の制限 )	15
( 免責 )	15
第 10 章 雑則	16
( 承諾の限界 )	16
( 利用に係る契約者の義務 )	16
( 契約者以外の者の利用に係る義務 )	17
( 契約者の氏名等の通知 )	17
( 特定協定事業者および契約事業者からの通知 )	17
( 契約事業者による EMOBILE ADSL サービスに関する料金等の回収代行 )	17
( 技術的事項 )	18
( 法令に規定する事項 )	18
( 個人情報の取扱い )	18
別記	19
1 契約者の地位の承継	19
2 契約者の氏名等の変更	19
3 新聞社等の基準	19
4 自営端末設備の接続	19
5 自営端末設備に異常がある場合等の検査	20
6 自営電気通信設備の接続	20
7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	21
8 インターネットに接続する電気通信サービスの利用における禁止行為	21
EMOBILE ADSL サービス料金表	23
通則	23
( 料金の計算方法等 )	23
( 端数処理 )	23
( 料金等の支払い )	23
( 料金等の一括払い )	24
( 消費税相当額の加算 )	24
第 1 表 EMOBILE ADSL サービスに関する料金	25
第 1 基本使用料	25
1 適用	25

2	料金額	28
2 - 1	EMOBILE ADSLサービスに係る基本使用料	28
2 - 1 - 1	回線タイプ1 (NTT電話回線共用型)	28
2 - 1 - 2	回線タイプ2 (ADSL専用回線型)	28
2 - 2	モバイルセット料金	29
2 - 2 - 1	回線タイプ1 (NTT電話回線共用型)	29
第2	手続きに関する料金	30
1	適用	30
2	料金額	30
第2表	工事に関する料金	31
第1	工事費	31
1	適用	31
2	料金額	32
附則		33

## 第1章 総則

### (規約の適用)

第1条 当社は、EMOBILE ADSLサービス規約(以下、「規約」といいます。)を定め、これによりEMOBILE ADSLサービス(当社がこの規約以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

### (規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 変更後の規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。

### (用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
EMOBILE ADSLネットワーク	主として広帯域通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル等により符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。)
EMOBILE ADSLサービス	EMOBILE ADSLネットワークを使用して行う電気通信サービス
EMOBILE通信サービス取扱所	(1) EMOBILE ADSLサービスに関する業務を行う当社の本社または事業所 (2) 当社の委託によりEMOBILE ADSLサービスに関する契約事務を行う者の事業所
EMOBILE ADSL契約	当社からEMOBILE ADSLサービスの提供を受けるための契約
EMOBILE ADSLサービス申込	EMOBILE ADSL契約の申込み

申込者	EMOBILE ADSL契約の申込をした者
契約者	当社とEMOBILE ADSL契約を締結している者
D S L方式	変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、その契約者回線等に係る電気通信回線設備の回線距離もしくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏えいまたは契約者回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、「D S L方式に起因する事象」といいます。）となる場合があるもの
D S L等接続専用サービス	東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」といいます。）もしくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」といいます。また、「NTT東日本」「NTT西日本」をあわせて「NTT」といいます。）が提供する専用サービスのうち「D S L等接続専用サービス」
相互接続点	当社と他の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
収容局	契約者回線を収容するための装置
回線収容部	契約者回線を収容するための電気通信設備、収容局の一部
契約者回線	D S L等接続専用サービスの提供に係る契約に基づき、その契約者の指定する場所と回線収容部の間に設置するもの
契約者回線等	回線収容部および契約者回線
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
特定協定事業者	NTT東日本またはNTT西日本
契約事業者	当社と契約を締結している電気通信事業者等
端末設備	契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）および端末設備等の接続の技術的条件

消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
--------	--

## 第2章 EMOBILE ADSLサービスの提供区域等

(EMOBILE ADSLサービスの提供区域等)

第4条 EMOBILE ADSLサービスの提供区域は、当社が別に定め当社ホームページにて掲載するサービス提供エリアによります。

2 EMOBILE ADSLサービスにはインターネットに接続する電気通信サービスを含みます。

### 第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のEMOBILE ADSLサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約の区分)

第6条 EMOBILE ADSLサービスは、当社が別に定める伝送速度による通信が可能なものであり、次の区分があります。

区 分	内 容
回線タイプ1	特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する契約者回線を利用して提供するもの
回線タイプ2	特定協定事業者の専用サービス契約約款に規定する契約者回線を利用して提供するもの

(最低利用期間)

第7条 EMOBILE ADSLサービスには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、当社が別に定める契約者回線等の提供を開始した日から起算して翌暦月の同一日の前日までとします。
- 3 前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用は、この規約および料金表に定めるところによります。

(注)当社が別に定める契約者回線等の提供を開始した日は、契約者回線等を設置した日とします。

(特定協定事業者への申込)

第8条 当社のEMOBILE ADSLサービスの提供を受けるためには、DSL等接続専用サービスへの申込が必要です。DSL等接続専用サービスの提供条件は、DSL等接続専用サービスの契約約款によります。

- 2 DSL等接続専用サービスへの申込をするときは、必要事項をEMOBILE通信サービス取扱所に提出していただきます。

(EMOBILE ADSLサービスの申込の方法)

第9条 EMOBILE ADSLサービスの申込をするときは、当社所定の契約申込書を

EMOBILE通信サービス取扱所に提出、またはインターネット等を通じて送信していただきます。

- 2 EMOBILE ADSLサービスの申込については、その通信についてDSL方式に起因する事象が発生することがあることを承諾のうえ、申込をしていただきます。

(EMOBILE ADSLサービスの申込の承諾)

第10条 当社は、EMOBILE ADSLサービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込者に対してその理由とともに通知いたします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのEMOBILE ADSLサービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) DSL等接続専用サービスの申込が承諾されないとき。
- (2) 申込みのあった契約者回線等を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) EMOBILE ADSLサービスの料金、手続または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (5) 申込者が第19条(利用停止)の規定によりEMOBILE ADSLサービスの利用を停止されている、または第16条(当社が行うEMOBILE ADSL契約の解除)第1項(1)の規定によりEMOBILE ADSL契約を解除されたことがあるとき。
- (6) 第34条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(品目または契約の区分の変更)

第11条 契約者は、EMOBILE ADSLサービスの品目または契約の区分の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条(EMOBILE ADSLサービスの申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の申込み内容の変更)

第12条 当社は、契約者から請求があったとき(別記1および2に定める変更を含みま

す。)は、第9条(EMOBILE ADSLサービスの申込の方法)に規定する申込み内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(EMOBILE ADSLサービスの申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断(その回線収容部を他に転用することなく、その契約者回線等を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。)を行います。

(EMOBILE ADSLサービス利用権の譲渡)

第14条 EMOBILE ADSLサービス利用権(契約者がEMOBILE ADSL契約に基づいてEMOBILE ADSLサービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。)は、他人に譲渡することはできません。

(契約者が行うEMOBILE ADSL契約の解除)

第15条 契約者は、EMOBILE ADSL契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うEMOBILE通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うEMOBILE ADSL契約の解除)

第16条 当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。

- (1) 第19条(利用停止)の規定により利用停止された契約者回線等について、契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) DSL等接続専用サービスの契約が解除されたとき。
- (3) DSL方式に起因する事象により、通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)となったとき。
- (4) 契約者の移転等によりEMOBILE ADSLサービスの提供区域外となったとき。

2 当社は、契約者が第19条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでその契約者回線等に係るEMOBILE ADSL契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのEMOBILE ADSL契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

## 第4章 端末設備の提供等

( 端末設備の提供 )

第17条 当社は、EMOBILE ADSLサービスを提供するにあたり、端末設備を提供します。

2 前項の場合、当社は、第10条(EMOBILE ADSLサービスの申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 当社が端末設備を提供する場合の条件は、当社が別に定める「端末設備貸出サービス規約」によります。

## 第5章 利用中止および利用停止

### (利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第20条(通信利用の制限)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
- (3) DSL等接続専用サービスの利用が中止されたとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間またはその事由が解消されるまでの間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 当社が請求する料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事もしくは手続に要する費用または割増金もしくは延滞利息等の料金以外の債務をいいます。以下、同じとします。)について、支払期日を経過してもなおその全部を支払わないとき。
- (2) 契約事業者が、その契約約款に基づき契約者回線等の利用の停止を請求したとき。
- (3) 第34条(利用に係る契約者の義務)または第35条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であってEMOBILE ADSLサービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

## 第6章 通信

(通信利用の制限)

第20条 当社は、EMOBILE ADSLサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の契約者回線等による利用を制限する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関(海上保安機関を含みます。以下、同じとします。)、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記3の基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第7章 料金等

(料金の取扱い等)

第21条 基本使用料および工事または手続に関する費用は、当社が料金表に定めるところによります。

ただし、特定協定事業者の契約約款および料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の支払義務)

第22条 契約者は、当社がEMOBILE ADSLサービスの提供を開始した日の属する月の翌月初日から起算してEMOBILE ADSL契約の解除があった日の属する月の末日までの期間(提供を開始した日の属する月と解除があった日の属する月が同一の月である場合は、提供を開始した日の属する月の初日から末日までの期間)について、料金の支払いを要します。

2 第1項の期間において、利用の一時中断等によりEMOBILE ADSLサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 契約者の請求により利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 契約者回線等の移転に伴ってEMOBILE ADSLサービスを利用できない期間が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

3 当社は、この規約または当社が別に定める場合のほか、契約者より当社に支払われた料金について、返還する義務を負わないものとします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第23条 契約者は、契約者回線等の申込みもしくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して取消しがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

( 手続費の支払義務 )

第 2 4 条 契約者は、契約者回線等の提供等に係る手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続費の支払いを要します。

ただし、手続の着手前にその請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

2 手続の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その手続に関して取消しがあったときまでに着手した手続の部分について、その手続に要した費用を負担していただきます。

( 料金の計算方法等 )

第 2 5 条 料金の計算方法ならびに料金および工事または手続に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

( 割増金 )

第 2 6 条 契約者は、料金および工事または手続に要する費用の支払いを不正に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 ( 消費税相当額を加算しない額とします。 ) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払いを要します。

( 延滞利息 )

第 2 7 条 契約者は、料金その他の債務 ( 延滞利息を除きます。 ) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 1 4 . 6 % の割合で計算して得た額を延滞利息として支払いを要します。

( 注 ) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とします。

## 第8章 保守

### (契約者の維持責任)

第28条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第29条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときに契約者が負担する費用は、当社の係員派遣に要した実費とします。

### (修理または復旧の順位)

第30条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合には、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第20条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

(注) 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的に回線収容部等を変更することがあります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの

	防衛機関との契約に係るもの
2	<p>輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>選挙管理機関との契約に係るもの</p> <p>別記3の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関との契約に係るもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</p> <p>国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

第31条 当社は、EMOBILE ADSLサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのEMOBILE ADSLサービスを全く利用できない状態(その契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)が生じた場合(DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者および契約事業者がその契約約款および料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、EMOBILE ADSLサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE ADSLサービスの料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、契約者がEMOBILE ADSLサービスの利用に関して損害を被った場合、前項による賠償の他はいかなる責任も負いません。

ただし、当社の故意または重大な過失によりEMOBILE ADSLサービスの提供をしなかったときは、この限りではありません。

### (免責)

第32条 当社は、当社の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが故意または重大な過失により生じたものである場合を除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第10章 雑則

### (承諾の限界)

第33条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この規約に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

第34条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社は、EMOBILE ADSLサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
  - (2) 契約者は、当社または当社の指定するものが設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力するものとします。
  - (3) 契約者は、故意に契約者回線等を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
  - (4) 端末設備または電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (6) 当社が契約者に通知する契約者番号等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - (7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗もしくは法令に反する、または他人に不利益を与える態様でEMOBILE ADSLサービスを利用しないこと。  
なお、別記8に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して端末設備または電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を

支払っていただきます。

( 契約者以外の者の利用に係る義務 )

第 3 5 条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- ( 1 ) 契約者は、前条の規定の適用については、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- ( 2 ) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する端末設備または自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

( 注 ) 本条第 2 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの規約の規定を適用します。

- ア 第 2 8 条 ( 契約者の維持責任 )
- イ 第 2 9 条 ( 契約者の切分責任 )
- ウ 別記 4 自営端末設備の接続
- エ 別記 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- オ 別記 6 自営電気通信設備の接続
- カ 別記 7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

( 契約者の氏名等の通知 )

第 3 6 条 当社は、法令等に定めのある場合、または特定協定事業者および契約事業者からその契約約款の規定に基き、請求があったときは、申込者および契約者 ( その特定協定事業者および契約事業者と契約者回線等を利用するうえで必要な申込または契約を締結している者に限ります。 ) の氏名および住所等をその特定協定事業者および契約事業者に通知することがあります。

( 特定協定事業者および契約事業者からの通知 )

第 3 7 条 申込者および契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用もしくは E M O B I L E A D S L サービスの提供にあたり必要があるときは、特定協定事業者および契約事業者から必要な申込者および契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

( 契約事業者による E M O B I L E A D S L サービスに関する料金等の回収代行 )

第 3 8 条 当社は、当社がこの規約の規定によりその契約者に請求することとした料金および工事または手続に関する費用等について、当社の代理人として、契約事業者 ( 当社が

別に定める契約事業者に限ります。以下、この条において同じとします。)を指定するものとし、当社が指定した当該契約事業者は、当社に代り料金および工事または手続に関する費用等を請求、および回収等の業務を行なうことがあります。

(技術的事項)

第39条 EMOBILE ADSLサービスの利用における基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第40条 EMOBILE ADSLサービスの利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4から7に定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第41条 当社は、申込者および契約者の個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。))をいいます。)を別途当社ホームページ上に掲示する「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。

## 別記

### 1 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う E M O B I L E 通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの一人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

### 2 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに E M O B I L E 通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- ただし、契約者がその変更の届出を怠った場合は、この規約に定める当社が行う通知を当社が発した日をもって、契約者への通知が行われたものとみなします。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 3 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

### 4 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。

(2) 前号の規定にかかわらず、契約者は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準等に適合することについて電気通信事業法（以下、「事業法」といいます。）第86条第1項に規定する登録認定機関または事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の  
自営端末設備を接続することはできません。

#### 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

#### 6 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となるとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規

定に準じて取り扱います。

- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

#### 8 インターネットに接続する電気通信サービスの利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に違反する行為
- (11) インターネットに接続する電気通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (13) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令または慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

別表

( 1 ) 当社が端末設備を提供する場合

当社が端末設備を提供する場合の物理的条件は、端末設備貸出サービス規約に定めま  
す。

( 2 ) 当社が端末設備を提供しない場合

当社が端末設備を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

## EMOBILE ADSLサービス料金表

### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、ADSL基本料、NTT回線使用料および端末設備貸出使用料(以下、「モデムレンタル料」といいます。以下、合わせて「月額利用料」といいます。)は暦月に従って計算します。
- 2 月額利用料は、EMOBILE ADSLサービス利用開始の翌月より適用されます。専ら当社の責に帰すべき理由による場合を除き、EMOBILE ADSLサービス利用開始と同月内で解約となる場合は、1月分の月額利用料を適用します。
- 3 当社はこの料金表の定めによらず、月額利用料を減額する期間を定める場合があります。この期間内に解約する場合の月額利用料の適用については、当社が別に定めるところによります。
- 4 品目、契約の区分または移転により月額利用料の額が増加または減少したときは、増加または減少後の料金は、その増加または減少のあった月の翌月から適用します。
- 5 手続費は、当社が第1表 第2 手続に関する料金に規定する手続を行った場合に適用し、初回の月額利用料請求時にあわせて請求します。  
ただし、契約者が、初回の月額利用料発生月の前に契約変更または解約を行った場合、契約変更を行った月または解約月の料金として請求します。
- 6 工事費は、当社が第2表 工事に関する料金に規定する工事を行った場合に適用し、工事を実施した月の料金として請求します。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、次の各号の方法のいずれかで、当社またはクレジットカード会社の定める支払条件に従い、料金等を支払っていただきます。契約者が指定できるクレジットカード会社、金融機関については、当社ホームページにて掲示いたします。

( 1 ) クレジットカード

( 2 ) 金融機関預金口座振替または郵便局自動払込

9 契約者は、EMOBILE ADSLサービスの料金等を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

10 モバイルセット料金の支払い方法に関しては、EMOBILE通信サービス契約約款に定めるところによります。

11 契約者は、EMOBILE ADSLサービスの料金等を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

12 料金等の支払いにおいて当社が必要と認める場合、当社は契約者が選択する支払方法とは別に、当社が発行する請求書に従い、その料金等を支払っていただく場合があります。この場合において、請求書発行ごとに請求書発行に係る手数料を料金等とあわせて支払っていただく場合があります。

(料金等の一括払い)

13 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

14 規約第22条(料金の支払義務)から第24条(手続きの支払義務)までの規定その他約款および規約の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注)約款、規約およびこの料金表の規定により支払いを要することとなった料金等については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第1表 EMOBILE ADSLサービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の取り扱いについては、第22条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用			
(1) 基本使用料の料金種別の選択等	ア EMOBILE ADSLサービスには、契約の区分および品目により次の料金種別があります。		
	基本使用料の料金種別		
	契約の区分		品目
	回線タイプ1	特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定した契約者回線を利用して提供するもの	10M
		50M	契約者回線の終端の場所への伝送方向については最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
回線タイプ2	特定協定事業者の専用線サービス契約約款に規定した契約者回線を利用して提供するもの	10M	契約者回線の終端の場所への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大

			1メガビット/秒 までの符号伝送が 可能なもの
		50M	契約者回線の終端 の場所への伝送方 向については最大 50メガビット/秒 まで、他の伝送方 向については最大 5メガビット/秒 までの符号伝送が 可能なもの
	<p>イ EMOBILE ADSL契約者はあらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ EMOBILE ADSL契約者は、本適用の(2)および(3)に規定する基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。この場合当社は、その変更が完了した日を含む料金月の翌料金月から変更後の基本使用料を適用します。</p> <p>エ 基本使用料には特定協定事業者の回線使用料、当社による契約者へのモデムのレンタル料を含みます。</p>		
(2)回線タイプ1に係る基本使用料の取り扱い	<p>ア 回線タイプ1の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金を適用します。</p> <p>イ 回線タイプ1の契約者は回線タイプ2への変更を請求することができます。</p>		
(3)回線タイプ2に係る基本使用料の取り扱い	<p>ア 回線タイプ2の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金を適用します。</p> <p>イ 回線タイプ2の契約者は回線タイプ1への変更を請求することができます。</p>		

<p>(4) モバイルセット料金の適用 (セットサービス ADSLサービス)</p>	<p>ア モバイルセット料金とは、当社が提供する EMOBILE 通信サービス契約(以下「モバイル契約」)の契約者、またはモバイル契約の申込者から申し出があり、当社が承認した場合に、第1表第1の2の2-2に規定する料金を適用することをいいます。</p> <p>イ モバイルセット料金は1のモバイル契約につき1の回線タイプ1の10Mの契約に限り適用します。</p> <p>ウ モバイルセット料金は、モバイル契約者または申込者から申し出を受け、当社が現にモバイル契約が締結されていることを確認した日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、EMOBILE ADSLサービスとモバイル契約が同時に申し込まれた場合は、契約が締結された翌料金月から適用します。</p> <p>エ 当社は、モバイルセット料金の適用を受けている契約者回線について次の場合が生じたときは、それぞれの翌料金月にその適用を廃止します。</p> <p>(1) モバイル契約が解除されたとき。</p> <p>(2) EMOBILE ADSLサービスが契約の区分の変更を完了したとき。</p> <p>(3) EMOBILE ADSLサービスが品目の変更を完了したとき。</p>
--	--

## 2 料金額

### 2 - 1 EMOBILE ADSLサービスに係る基本使用料

#### 2 - 1 - 1 回線タイプ1 (NTT電話回線共用型)

1 契約者回線ごとに月額

品目 (最大速度)	NTT東日本エリア	NTT西日本エリア
10M*	1,886円 (税込額 1,980円)	1,886円 (税込額 1,980円)
50M	2,743円 (税込額 2,880円)	2,743円 (税込額 2,880円)

\*一部のNTT収容局については、最大速度が下り8Mbps / 上り1Mbpsとなります。  
該当収容局は当社ホームページのサービス提供エリアに掲載します。

#### 2 - 1 - 2 回線タイプ2 (ADSL専用回線型)

1 契約者回線ごとに月額

品目 (最大速度)	NTT東日本エリア	NTT西日本エリア
10M*	3,315円 (税込額 3,480円)	3,315円 (税込額 3,480円)
50M	4,172円 (税込額 4,380円)	4,172円 (税込額 4,380円)

\*一部のNTT収容局については、最大速度が下り8Mbps / 上り1Mbpsとなります。  
該当収容局は当社ホームページのサービス提供エリアに掲載します。

## 2 - 2 モバイルセット料金

### 2 - 2 - 1 回線タイプ1 (NTT電話回線共用型)

1 契約者回線ごとに月額

品目 (最大速度)	NTT東日本エリア	NTT西日本エリア
10M*	1,429円 (税込額 1,500円)	1,429円 (税込額 1,500円)

\*一部のNTT収容局については、最大速度が下り8Mbps / 上り1Mbpsとなります。  
該当収容局は当社ホームページのサービス提供エリアに掲載します。

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金は、第24条(手数料の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用					
(1) 手続きに関する料金	ア 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>開通手数料</td><td>EMOBILE ADSLサービスの開通手続きに要する費用</td></tr></tbody></table>	区 分	内 容	開通手数料	EMOBILE ADSLサービスの開通手続きに要する費用
	区 分	内 容			
開通手数料	EMOBILE ADSLサービスの開通手続きに要する費用				
	イ EMOBILE ADSLサービスの開通手続きに着手した後、開通手続きの完了前に手続きを取り消した場合は、開通手数料の料金を適用します。				

### 2 料金額

区 分	単 位	料金額(税込額)
開通手数料	1 契約者回線ごとに	800円 (税込額 840円)

## 第2表 工事に関する料金

### 第1 工事費

#### 1 適用

工事費の取り扱いについては第23条(工事費の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

工事に関する料金の適用									
(1) 工事費の適用	ア 工事に関する料金は次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末設備工事費</td> <td>1の契約者回線等の新設、移転、廃止もしくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去または置換、もしくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用</td> </tr> <tr> <td>無効派遣工事費</td> <td>回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転もしくは変更ならびに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用</td> </tr> <tr> <td>回線調整工事費</td> <td>1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTTが定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジアップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。))または保安器取替え等を行うことをいいます。以下、同じとします。)に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	端末設備工事費	1の契約者回線等の新設、移転、廃止もしくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去または置換、もしくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用	無効派遣工事費	回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転もしくは変更ならびに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用	回線調整工事費	1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTTが定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジアップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。))または保安器取替え等を行うことをいいます。以下、同じとします。)に要する費用
	区分	内容							
	端末設備工事費	1の契約者回線等の新設、移転、廃止もしくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去または置換、もしくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用							
無効派遣工事費	回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転もしくは変更ならびに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用								
回線調整工事費	1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTTが定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジアップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。))または保安器取替え等を行うことをいいます。以下、同じとします。)に要する費用								
イ 工事費は、契約者回線ごとに、施工した工事に係る端末設備工事費、無効派遣工事費および回線調整工事費を合計して算定します。									
ウ 当社は、回線調整について、その実施によってもDSL方式に									

	<p>起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>エ 回線調整について、保安器取替えのみを実施するときは、回線調整の基本工事費は適用しません。</p> <p>オ 当社の端末設備の新設、移転、置換、撤去および設定変更工事ならびに回線調整工事に伴い、当社規定外の工事を行った場合は、2 料金額の規定にかかわらず、別に算定する実費を加算して適用することがあります。</p> <p>カ 当社は、2 料金額の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
--	---

## 2 料金額

区 分		単 位	工事費の額
端末設備工事費	設置、移転または置換工事	1 工事ごと	6,800円 (税込額 7,140円)
	撤去工事	1 工事ごと	6,800円 (税込額 7,140円)
	設定変更工事（設置、移転または置換を伴わない場合に限ります。）	1 工事ごと	6,800円 (税込額 7,140円)
無効派遣工事費		1 無効派遣 工事ごと	6,500円 (税込額 6,825円)
回線調整工事費	基本工事費	1 工事ごと	11,000円 (税込額 11,550円)
	回線収容替え	1 工事ごと	8,000円 (税込額 8,400円)
	ブリッジタップはずし	1 工事ごと	9,000円 (税込額 9,450円)
	保安器取替え	1 工事ごと	8,000円 (税込額 8,400円)

附則

この規約は、2007年3月31日から実施します。

附則

この改正規定は、2007年8月30日から実施します。